

発議 号



発議第 9 号



令和 5 年 12 月 8 日

かすみがうら市議会議員 小座野 定信 様

- 提出者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員
- 賛成者 かすみがうら市議会議員

服部 栄一
 矢口 龍人
 佐藤 文彦
 設楽 健夫
 櫻井 健一
 鈴木 庚司
 塚本 直樹
 井出 有史

下稻吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会設置に関する決議

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

別紙

下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会 設置に関する決議

次のとおり下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会を設置するものとする。

1 名称 下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条

3 目的

当該工事は令和4年8月9日に開催された令和4年第1回臨時会で「議案第40号 下稲吉中学校屋内運動場新築工事請負契約の締結について」が上程され、賛成多数で可決。工期は議会議決日の翌日から令和5年12月28日までとして、常総・千代田・千和特定建設工事共同企業体と請負代金1,232,550,000円で契約がなされたものである。

本事業のように十数億も要する大型事業のプロセスは最低、総合計画への位置づけ若しくは緊急性の有無を第一とし、続いて事業予算（将来的予算の確保・国県の補助・起債計画の状況・一般財源の確保の有無等）の見込みの検証、次に市民・関係者・議会への丁寧且つ詳細な説明ののち、事業の意思決定がされることが通例である。

しかしながら本事業は、計画から契約、入札の手続き、請負額の変更、発注事業の変更に至るまで、多くの疑義が生じている。

まず、議会への当初の説明では、事業費の補助率が1/2との説明があり、総事業費16億5900万円の半分の8億円程度と推測をされたが、実際には約5%の8850万円であることが後に明らかとなり、結果として、議会への虚偽説明をした疑念がある。

また、本事業は設計委託を発注しており、設計書作成段階で地盤調査（CBR調査）も行い、その結果が反映された設計書に基づき事業が発注されているはずである。その設計書には地盤改良の必要性は示されていなかったにもかかわらず、工事途中、誰がどう判断したのか（業者と設計者、担当者間においてどのようなやり取りがあったのか）不明であるが、地盤改良工事が必要とすることで、その費用約1200万円の追加変更となった。設計書に計上されていない追加事業が必要だったのか？ 本当に必要であったのであれば、そもそもの設計図書は何だったのか、その信ぴょう性が大きく揺らいでいる。

加えて、手続きにおいて市の担当者は、どのような庁内手続きを行ったのかについても疑念がもたれている。議会での市長答弁では「事後報告であった」旨の発言があった。市の工事発注に係る関係法令に照らして、現場の担当者の裁量で1200万円も決裁できるのであろうか？

また、当該工事には当初含まれていなかったテニスコート整備工事を加えたかと思えば、議会からの疑義の声が上がるや、それを撤回し、変更金額を500万円以下に抑えて議会案件にならないようにするなど、一連の経過は、法的にも手法的にも大きな疑念を抱かざるを得ない。

こうした状況については、議会として看過すべきではなく、積極的な役割を果たしていく必要があると強く認識することから、当該調査特別委員会の設置を願い出るものである。

4 委員の定数 議長及び櫻井繁行議員を除く14名の議員